

大学・短期大学・専修学校（専門課程）に 進学を希望される皆さんへ

～ 奨学金の申込みを検討されている皆さん及び保護者の方へ ～

1. 機構の奨学金とは



奨学金の種類は？

- ① 「第一種奨学金」・・・無利息
- ② 「第二種奨学金」・・・利息付
- ③ 「入学時特別増額貸与奨学金(※)」・・・利息付（入学時に1回限り）

※ ①または②と同時に申し込んでください。入学時特別増額貸与奨学金のみの申込みはできません。

申込書類はどこでもらえる？ 申込手続きをするのはどこ？

- ① 高校3年時(※)に申し込む「予約採用」
・**在学中の高校**から申込書類を受け取り、
在学中の高校で申込手続きをしてください。
- ② 大学等へ進学後に申し込む「在学採用」
・**進学した大学等**から申込書類を受け取り、
進学した大学等で申込手続きをしてください。

※ 卒業後2年間（いわゆる2浪まで）は「予約採用」の申込みができます。出身高校から申込書類を受け取り、出身高校で申込手続きをしてください。
ただし、1度でも大学等に入学すると対象外です。進学後の在学採用への申込みは可能です。

予約採用の申込みの機会は？

- ① 「第一種奨学金」・・・春
- ② 「第二種奨学金」・・・春～秋

※ 各高校により募集期間が異なりますので、必ず、申込みの時期は高校へ問い合わせてください。

奨学金を申し込む条件は？ 申し込むと必ず採用されますか？

- ① 学力（高校の成績）と家計（父母の収入）の基準があります。
- ② 基準内であっても、採用枠（予算）の関係で、必ず予約採用候補者になれるとは限りません。
- ③ 予約採用候補者になっても、進学後、期限までに所定の手続きを行わないと奨学生として採用されません。また、進学先が機構奨学金の対象校でない場合も、奨学生として採用されません。
- ④ 予約採用候補者になれなかった場合でも、大学等への進学後に、在学採用へ申し込むことができます。

予約採用候補者になった場合、奨学金の振込みはいつから始まりますか？

- ① **奨学金の振込みは、進学後から始まります。**大学等へ進学した後に所定の手続きを行うことにより、奨学生として採用され、奨学生本人名義の口座に振り込まれます。
- ② **進学前に奨学金の振込みはありません。**進学前・進学直後に必要な資金（入学金等）は、別に準備しておく必要があります。

奨学金を申し込む前に知っておいてほしいこと！

- ① 機構の奨学金は「貸与」です。「もらう」ものではなく「借りる」ものです。「返還の義務」があり、必ず返還しなければなりません。
- ② 奨学金を申し込むのも、借りるのも、返還するのも生徒本人です。保護者ではありません。生徒本人が、このことを理解しておく必要があります。
- ③ 奨学生には、奨学生としてふさわしい態度・行動を取り、勉学に励むことが求められます。進学後は、毎年、奨学金の貸与を継続して受けるために必要な手続き（奨学金継続願の提出）があります。
- ④ 予約採用・在学採用ともに、進学後に必要な手続きが行われないと、採用が取り消されることがあります。

2. 奨学金の概要

奨学金の種類・貸与の方法・貸与期間

奨学金の種類		貸与の方法 (奨学金は奨学生本人名義の口座に振り込まれます)	貸与期間
第一種奨学金 〔所得連動返還型 無利子奨学金を含む〕※	無利子	原則として、毎月1回振込み	平成28年4月分から卒業する (修業年限の終期)まで (貸与を継続するための手続きが必要)
第二種奨学金	有利子 (在学中は無利息)	原則として、毎月1回振込み	平成28年4月分から卒業する (修業年限の終期)まで (貸与を継続するための手続きが必要)
入学時特別増額 貸与奨学金	有利子 (在学中は無利息)	上記の奨学金の初回振込時に 1回だけ振込み (入学前の振込みなし)	

※ 「所得連動返還型無利子奨学金」とは、第一種奨学金に申し込んだ生徒等の中から、家計状況が特に厳しい世帯の生徒等を対象とし、奨学金の貸与終了後（卒業後）、一定の収入を得るまでの間、奨学金の返還期限を猶予する制度です（第二種奨学金、入学時特別増額貸与奨学金、及び大学院の第一種奨学金は対象になりません）。

貸与金額

(平成27年度入学者の場合)

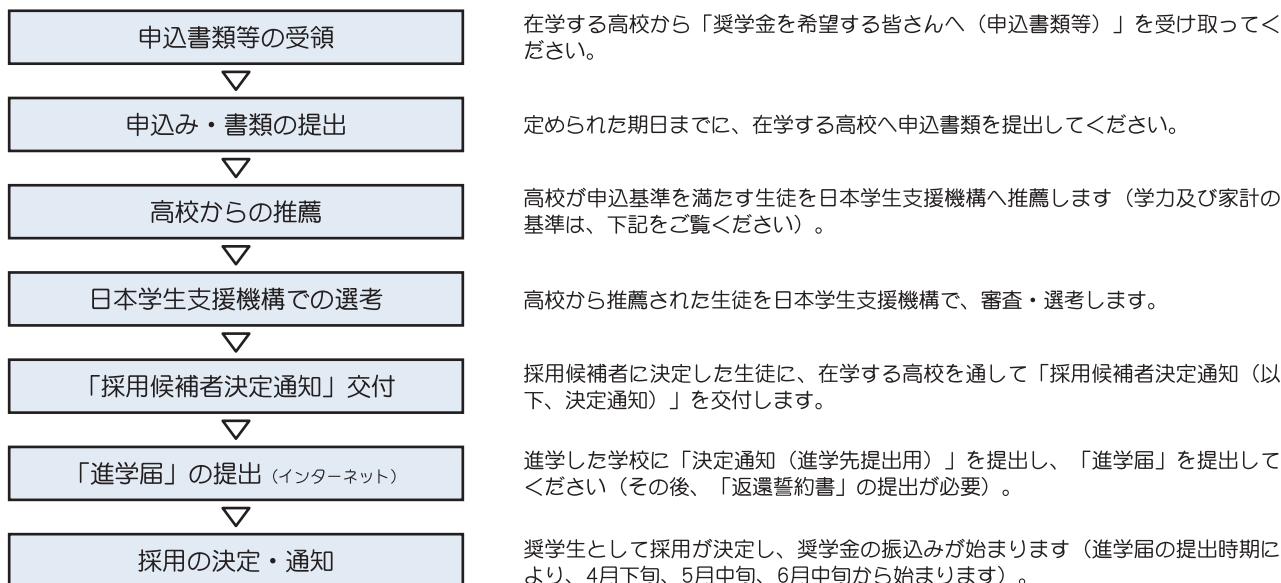
奨学金の種類	貸与金額						
		進学先	国・公立		私立		
			自宅	自宅外	自宅	自宅外	
第一種奨学金 〔所得連動返還型 無利子奨学金を含む〕	無利子	月額	大 学	45,000円	51,000円	54,000円	64,000円
			30,000円				
		短期大学 専修(専門)	45,000円	51,000円	53,000円	60,000円	
			30,000円				
第二種奨学金	有利子	月額	大 学	30,000円・50,000円・80,000円・100,000円・120,000円			
入学時特別増額 貸与奨学金			短期大学 専修(専門)	100,000円・200,000円・300,000円・400,000円・500,000円			
		一時金					

申込みから採用までの流れ（予約採用）

【申 込 先】 高校へ申し込みます。

【申込時期】 **各高校で申込期限が設定されています。** 在学する高校に確認してください。

【申込みから採用までの流れ】



申込基準

1. 学力基準

(1) 第一種奨学金（所得連動返還型無利子奨学金を含む）

高等学校等における申込時までの全履修科目の評定平均値が、5段階評価で3.5以上

(2) 第二種奨学金

高等学校等における申込時までの全履修科目の学習成績が、平均水準以上である等

2. 家計基準

【収入・所得の目安】 下表はあくまで目安です。

区分	給与所得の世帯			給与所得以外の世帯		
	第一種	第二種	併用	第一種	第二種	併用
3人世帯	692万円以下	1,033万円以下	633万円以下	286万円以下	601万円以下	245万円以下
4人世帯	781万円以下	1,124万円以下	720万円以下	349万円以下	692万円以下	306万円以下

※1 「併用」とは、第一種と第二種の両方同時に貸与を受けることです。

※2 申込時に、家計支持者（父母）の収入に関する証明書（平成27年度所得証明書）の提出が必要です。

ホームページを活用してください！

- 日本学生支援機構では、ホームページにおいて情報を提供しています。ぜひ、ご参照ください。 <http://www.jasso.go.jp/>
- 学生生活に必要なお金の話から、奨学金の制度概要の説明などを動画でご覧いただけます。
「奨学金を希望する皆さんへ（予約採用）」 http://www.jasso.go.jp/saiyou/movie/yoyaku_movie.html
- 「いくら借りることになるのか」、「いくら返すことになるのか」
試算できる便利なインターネットツール（奨学金貸与・返還シミュレーション）があります。ぜひ、ご利用ください。
<http://simulation.sas.jasso.go.jp/simulation/>

保証制度

奨学金を借りる際には保証を受ける必要があります。以下に示すどちらかを選択してください。

- 人的保証：自ら連帯保証人・保証人を探して依頼します。
- 機関保証：保証機関（公益財団法人日本国際教育支援協会）の連帯保証を受けます。
(保証料が毎月の奨学金から差し引かれます)

利率の算定方法（第二種奨学金、入学時特別増額貸与奨学金）

申し込む際に、以下に示すどちらかを選択してください。

- 利率固定方式：返還が完了するまで、貸与終了時に決定した利率が変わりません。
 - 利率見直し方式：おおむね5年ごとに利率を見直します。
- ※1 利率は貸与終了時に決定。
※2 固定方式・見直し方式ともに、年3.0%が上限利率（基本月額）。
(参考) 第二種（基本月額）の利率 固定方式：0.63%、見直し方式：0.10%（平成27年3月現在）

個人信用情報の取扱いに関する同意

申し込む際に、「返還が一定期間以上滞った場合、延滞となっていること（個人情報）が個人信用情報機関に登録される」ことに**同意する必要があります**。

- ※ 一度登録されると、延滞を解消しても、返還完了後5年を経過するまで消えません。

貸与中の注意事項

貸与期間中、奨学金の貸与を継続するために、必要な手続きがあります。

- 貸与額通知書：毎年1回（進学先の）学校を通じて交付され、貸与月額・総額を確認します。
 - 奨学金継続願：金額を確認後、家庭の経済状況等を考慮し、継続願を提出します。
- ※1 この手続きにより、奨学金継続の適格性が審査されます（適格認定といいます）。
- ※2 **学業成績が思わしくない場合**（例えば「留年」）には、**奨学金が「廃止」**されます。奨学生は、学業に真摯に取り組まなければなりません。

貸与終了後の返還

○ 返還方法の概略：

卒業（貸与終了）後、7か月目から返還が始まります（3月終了の場合、10月）。返還は、口座から自動引落しで行われ、「月賦返還」または「月賦・半年賦併用返還」のどちらかを選択します。

○ 減額返還及び返還期限の猶予：

災害、病気、経済困難等により返還が困難な場合に、返還月額を2分の1に減額し2倍の期間で返還する「減額返還」と、願出により「返還期限を猶予」する制度があります。また、卒業後引き続き進学した場合に返還期限の猶予が認められる「在学猶予」があります。

○ 返還の延滞と延滞金：

奨学金の返還を延滞すると、延滞金（年5%）が延滞している返還金（元金部分）と期間に応じて課されます。